児童手当認定請求について

○児童手当とは？

（１）対象　　中学校第３学年修了までの児童を養育している方
※公務員世帯は，勤務先から支給されます。勤務先で手続きをしてください。（独立行政法人等に勤務している場合を除く）

（２）支給額　　３歳未満　　一律１５，０００円
　　３歳以上小学校修了前　　１０，０００円（第３子以降は１５，０００円）
　　中学生　　一律１０，０００円
※　児童を養育している方の所得（父母のうち高い方で判定）が，①所得制限限度額以上，②所得上限限度額未満の場合は，特例給付として一律５，０００円を支給します。（②所得上限限度額以上の場合は，児童手当等は支給されません。）

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
扶養親族の数	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238

○出生，転入してから１５日以内に申請を！

児童手当は，原則として申請した月の翌月分から支給されます。
ただし，出生・転入日が月末に近いなど，申請日（郵送なら到着日）が翌月になっても，出生・転入日の翌日から１５日以内であれば，出生・転入の翌月分から支給されます。
※ 申請が出生日の翌日から１５日を超えると，出生の翌月分の手当を受けられなくなりますので，特にご注意ください。

子育て支援課，各市民センター，または市役所市民窓口課に申請してください。

子育て支援課への郵送も可です。

（例）４月２４日（土）に出生した児童の届出が５月になった場合

出生日 → **申請書提出**
※5月10日（月）までなら4月に提出したとみなされます

※出生日の翌日（４月２５日）を１日目と数えるため，１５日目は５月９日となります。
※１５日目が閉庁日の場合は,翌開庁日までに提出すれば,出生月に提出したとみなされます。

○申請に必要なものは？

（１）請求者名義（配偶者や児童は不可）の預金通帳など預金口座のわかるもの
（２）請求者の健康保険証
　　（厚生年金に加入している共済組合員の方。ただし，私立学校教職員共済の方は除く）
（３）マイナンバーカード（個人番号カード）又は個人番号の分かるもの及び本人確認書類
　　（運転免許証等）

※審査の過程で，追加書類や受給者変更をお願いすることがあります。

お問合せ先（郵送先）
〒７３７－８５０１
呉市中央４丁目１番６号　呉市役所２階
呉市子育て支援課　電話（０８２３）２５－３１７３